

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
ふれあい・子育てサロン年末年始の集い助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふれあい・子育てサロン活動の充実をめざし、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）を単位に活動するふれあい・子育てサロングループ（以下「グループ」という。）が実施する年末年始時のサロン活動に要する経費を、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 この事業の対象は、本会に「ふれあい・子育てサロン実施届出書」を提出しているグループが12月1日から1月31日までに実施するサロン活動とする。

2 第1項に掲げるサロン活動は、一活動に限定するものとする。

(助成金額)

第3条 本会は、歳末たすけあい募金配分金の中から、当該サロン活動の対象となる利用者数に500円を乗じた金額を超えない範囲で助成する。

2 第1項に掲げる利用者は、当該サロンに参加する未就園児、及びその保護者とする。

(交付申請)

第4条 この助成金の交付を受けようとする地区社協は、当該活動の実施前に、交付申請書（別記第1号様式）を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合、その内容を審査して適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、交付決定通知書（別記第2号様式）により当該地区社協に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定による交付決定の通知を受けた地区社協が、助成金の交付を受けようとするときは、当該活動の実施後、交付請求書（別記第3号様式）を会長に提出しなければならない。

2 第1項に掲げる交付請求額は、第3条第1項に定める金額、あるいは活動に要した経費が第3条第1項に定める金額に満たない場合はその金額（千円未満切り捨て）とする。

(交付)

第7条 会長は、前条の規定による交付請求書の提出があった場合、その内容を審査して適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(返還)

第8条 会長は、次の各号の一に該当するときは、助成金を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。